

神戸地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 法人税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国（灘税務署長）

平成21年6月19日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	小寺 一矢
同	辻村 幸宏
同	小寺 陽平
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	灘税務署長
	清水 喜久子
被告指定代理人	谷口 誠
同	新免 久弘
同	河南 賢一
同	別府 直樹
同	松嶋 清
同	小松原 賞博
同	杉本 則章
同	露口 穰

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 灘税務署長が、原告に対し、平成18年2月17日付けでした平成14年11月1日から平成15年10月31日までの事業年度における法人税の更正処分のうち所得金額1億5487万2154円を超える部分及び重加算税賦課決定のうちこれに対応する部分を取り消す。
- 2 灘税務署長が、原告に対し、平成18年2月17日付けでした平成15年11月1日から平成16年10月31日までの事業年度における法人税の更正処分のうち欠損金額1921万3837円を下回る部分及び重加算税賦課決定のうちこれに対応する部分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、灘税務署長が、パチンコ店を経営する原告に対し、平成14年11月1日から平成15年10月31日までの事業年度（以下「平成15年10月期」という。）及び同年11月1日から

平成16年10月31日までの事業年度（以下「平成16年10月期」という。）の法人税について、売上の一部を除外（以下「売上除外」という。）して所得金額を隠ぺいしたとして、各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び各重加算税賦課決定処分（以下「本件各重加算税賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各課税処分」という。）をしたところ、原告が、売上除外の事実はないとして、本件各課税処分の取消しを求める事案である。

1 容易に認定できる事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、平成14年1月31日、有限会社Aとして設立され、平成18年3月3日、組織変更により株式会社となり、神戸市でパチンコ店「B」（以下「本件店舗」という。）を営み、毎年11月1日から翌年10月31日までを事業年度としている。

(2) 本件各課税処分等の経緯

ア 原告は、平成15年1月6日、平成14年1月31日から同年10月31日までの事業年度（以下「平成14年10月期」という。）について、欠損金額61万5203円、納付すべき金額0円として、法人税の確定申告をした（甲1）。

原告は、平成16年1月5日、平成15年10月期について、所得金額243万4758円、納付すべき税額53万5400円として、法人税の確定申告をした（甲2）。

原告は、平成17年1月4日、平成16年10月期について、欠損金額3319万8225円、納付すべき税額0円として、法人税の確定申告をした（甲3）。

イ 灘税務署長は、平成17年12月13日付けで、原告に対し、売上除外により所得を隠ぺいし、過少申告したとして、平成15年10月期以降の法人税の青色申告承認取消処分をした（甲4）。

灘税務署長は、平成18年2月17日付けで、原告に対し、平成14年10月期ないし平成16年10月期の法人税について、別表1の「更正処分等」欄のとおり、それぞれ更正処分をするとともに、重加算税賦課決定処分をした（甲5ないし7）。

ウ 原告は、平成18年4月17日、灘税務署長に対し、別表1の「異議申立て」欄のとおり、本件各課税処分等について、異議申立てをしたが、灘税務署長は、3か月を経過しても同異議申立てに対する決定をしなかった（なお、灘税務署長は、平成14年10月期の更正処分及び重加算税賦課決定処分については、平成19年7月30日、原告の異議申立てを棄却する旨の決定をした。甲10、11）。

エ 原告は、平成18年8月31日、国税不服審判所長に対し、別表1の「審査請求」欄のとおり、本件各課税処分について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成19年8月27日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決をした（甲8、9）。

(3) 刑事事件について

原告及びその代表者であった乙こと乙（以下「乙」という。）は、平成17年12月19日、法人税法違反（159条、164条1項（ただし、平成16年法律第14号による改正前の規定））の罪により起訴され、神戸地方裁判所は、平成18年5月25日、原告に対し、乙は、平成14年10月期及び平成15年10月期の原告の法人税について、売上の一部を除外するなどの方法により、所得金額を秘匿し、法人税を免れたとして、罰金2000万円の有罪判決を言い渡し、また、平成18年9月28日、乙に対し、前同様の罪及びその他の罪により、懲役3年、執行猶予5年の有罪判決を言い渡した（いずれもその後確定。乙3、5、6、弁論の全趣旨）。

上記各判決においては、原告の実際の所得金額は、平成14年10月期が6038万9302円、平成15年10月期が1億5487万2154円であるとされた（乙5、6）。

2 争点

本件の争点は、本件各課税処分の適法性であり、具体的には、被告が課税期間の一部につき採用した推計課税の必要性、及び事実の隠ぺい又は仮装（国税通則法（以下「通則法」という。）68条1項）の有無（より具体的には、原告が平成15年6月30日から平成16年10月31日までの期間（以下「本件期間」という。）、売上除外を行ったかどうか）である。

3 争点に関する当事者の主張

（被告の主張）

（1）原告の売上管理状況

ア 本件店舗には各種データを管理するため、ホールコンピューターⅠ（以下「本件ホールコンピューター」という。）が設置されており、客がパチンコ台ないしスロット台に打ち込んだパチンコ玉ないしコイン（以下「アウト玉」という。）の集計数、パチンコ台ないしスロット台から客に払い出されたパチンコ玉ないしコイン（以下「セーフ玉」という。）の集計数及びパチンコ台ないしスロット台に設置されている玉貸機による売上金額を集計した金額をジャーナルテープ（以下「本件ジャーナル」という。）として出力することができた。

イ 本件ホールコンピューターにはデータを修正するシミュレーション機能（以下「シミュレーション機能」という。）が搭載されており、パチンコ台ないしスロット台のアウト玉及びセーフ玉の数並びに玉貸機の売上金額について、修正すべき値として一定の数値を設定すれば、所定の操作を1回行うことによって従前の玉数及び売上金額が設定された数値の分だけ修正することが可能であった。

ウ 乙は、平成16年12月1日ころ、以下のようなシステム（以下「本件監視システム」という。）を本件店舗に導入した。すなわち、玉数等のデータがパチンコ台ないしスロット台から本件ホールコンピューターに送信される途中に設置された分配器から、本件店舗2階の社長室に設置したホストコンピューター（以下「本件監視コンピューター」という。）に対し、本件ホールコンピューターに送信されるデータと同一のデータが送信され、本件監視コンピューターは、インターネット回線によって、乙の自宅のパソコン（以下「本件居宅パソコン」という。）と接続しており、同パソコンには本件ホールコンピューターのシミュレーション機能による修正を受けない真正なデータが保存される。

エ 原告においては、本件店舗の店長丙（以下「丙店長」という。）又は副店長格の丁（以下「丁副店長」という。）が、本件ホールコンピューターから出力される本件ジャーナルに印字された日々の売上金データをその日の売上金額として、「売上・アラリ・仕入帳」と称するノート（以下「売上アラリ仕入帳」という。）に記帳し、同ノートの記載に基づいてC税理士事務所が総勘定元帳を作成することにより公表の売上金額を計上していた。

（2）本件基礎期間及び本件実額課税期間について

ア 大阪国税局査察部は、平成17年2月1日、査察調査に着手し、平成16年12月1日から同調査着手の前日である平成17年1月31日までの期間（以下「本件基礎期間」という。）の本件店舗の各種データ等を入手した。そして、本件居宅パソコンに保存されていたデータと本件店舗に保存されていた本件ジャーナル等を対比すると、原告が売上除外を行っていたと認めるに足る一定の規則性のある数値の開差があり、原告が本件ホールコンピューターの

シミュレーション機能を使用し、修正操作1回につき、パチンコないしスロット各16万8000円、合計33万6000円の売上金データを減額させるとともに、パチンコについては合計4万2000玉のセーフ玉を増加させ、スロットについては合計8400枚のセーフ玉を増加させる設定を行った上、売上除外を行っていたことが判明した。

イ また、上記査察部の調査の結果、平成14年1月31日から平成15年6月29日までの期間（以下「本件実額課税期間」という。）においては、売上除外金が、丙店長及び丁副店長名義で開設された預貯金口座へ入金されており、同期間でも原告は売上除外を行っていたことが判明した。

(3) 本件期間について

ア 上記(2)のとおり、原告は、本件実額課税期間及び本件基礎期間において、本件ホールコンピュータのシミュレーション機能を使用し、修正操作を行うことにより売上除外を行っていたのであり、しかも、両期間を通じて、原告の事業内容や本件ホールコンピュータの使用状況、本件ジャーナルに基づく公表売上金額の計上方法、帳簿書類の作成方法などに変化はない。そうすると、両期間の間に含まれる本件期間においても、原告が売上除外を行っていたことが明らかである。

イ 上記のとおり、原告は、本件期間において売上除外を行っていたものであり、改ざんされた売上金データ等に基づいて作成された同期間の帳簿書類には信ぴょう性が認められない。本件ホールコンピュータにおいては、真実のデータはシミュレーション機能における修正操作により改ざん後のデータに上書きされ、保存されていないこと、真実のデータが保存されている本件居宅パソコンには、本件基礎期間のデータしかないこと、本件実額課税期間のように、従業員名義の預貯金口座への除外資金の入金も把握できなかったことからすれば、本件期間において、実額での売上金額の把握は不可能ないし困難である。したがって、原告の本件期間における売上金額については推計により算定する必要性が認められた。

ウ 原告は、本件期間における売上除外の事実はないと主張するが、大阪国税局の査察調査初日に本件店舗の社長室の机の中から現金970万3000円が発見されており、この現金は売上除外の資金としか考えられず、また、金額等に照らせば、本件基礎期間のみならず、本件期間においても売上除外がされていたと認められるし、乙は、本件期間に他人名義の預金口座に高額の資金を入金して管理し、その一部を海外送金したり、元交際相手に多額の金品を贈与するなどしており、これらは売上除外の資金を充てたと考えるのが最も自然である。

(4) 本件各課税処分 of 適法性

ア 推計の合理性及び本件期間における売上除外の額の推計

被告の採用した推計の具体的方法、その合理性及び当該推計による本件期間の売上除外の額の算出は、別紙被告第1準備書面（抜粋）の第4記載のとおりである。

イ 本件各更正処分 of 適法性

原告の平成15年10月期及び平成16年10月期における所得金額及び納付すべき法人税額等は別紙被告第1準備書面（抜粋）第5、1記載のとおりであるから、本件各更正処分は適法である（同別紙にいう「答弁書別表」は、本判決の別表1と同一である。）。

ウ 本件各重加算税賦課決定処分 of 適法性

原告の平成15年10月期及び平成16年10月期における重加算税賦課要件の存在及び各重加算税の額は、別紙被告第1準備書面（抜粋）第5、2記載のとおりであるから、本

件各重加算税賦課決定処分は適法である。

(原告の主張)

(1) ア 法人税法においては実額による課税が原則であり、推計課税は例外的な方法として認められるにすぎない。原告には複式簿記による整然とした帳簿が存在する以上、単に疑わしいからという理由だけで確かな証拠による裏付けもなく帳簿外の所得を認定することは納税者の権利を大きく侵害することになる。推計課税が認められるためには推計の対象となる所得の存在が前提となるが、本件においては、原告が申告している以上の所得は存在しないし、原告作成の帳簿書類が信頼できないとする直接的な証拠も存在しないから推計課税を行う前提条件が欠如している。

イ 本件各課税処分は、原告が平成15年7月以降も売上除外を継続していたと断定した上で原告の所得の実額が把握できないとして、その所得を推計した上で行われているが、乙は、平成15年7月以降については一貫して売上除外の事実を否定している。本件ホールコンピュータのシミュレーション機能を使用すれば売上除外を行うことが可能であるとしても、本件期間において、原告が修正操作を行っていたことを示す証拠は存在しない。本件実額課税期間には除外された売上が原告従業員名義の口座に入金されていたが、この入金は同期間で終了しており、その後、これに代替する記録や金銭の保管形態、金銭の流れは大阪国税局の査察及び神戸地方検察庁の捜査においても明らかとされていない。これらのことからすれば、原告の売上除外行為は同期間で終了したと考えざるを得ない。

ウ 以上のとおり、本件では、原告が本件期間において売上除外を行ったことも、原告ないし乙に簿外の収入があったことも立証されておらず、反対に、従業員口座への入金がないという売上除外が終了したと判断できる事実が存在する以上、売上除外の事実を認めることはできない。

(2) ア 被告は、平成17年1月31日にも原告が67万2000円の売上除外をしたと主張するが、同年2月1日、大阪国税局が原告事務所、乙の自宅、当時の原告の顧問税理士の事務所に一斉に強制調査を行っても、売上除外金と見られる金銭は発見されていない。

イ 大阪国税局の査察調査初日に発見された現金970万3000円は、乙が貸金の返済を受けたものや自分の預金等の一部であって、売上除外金ではない。

ウ 被告は、本件期間中の資金の流れとして、乙が他人名義の預金口座に高額の資金を入金して管理し、その一部を海外送金したり、元交際相手に多額の金品を贈与したこと等を主張するが、被告が主張する7300万円もの資金の流れは、本件期間が始まってわずか2か月にも満たない期間内のものであり、それらが同期間における売上除外金であるはずがない。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲1ないし3、乙1、4、8ないし20、23、30ないし32、38、39、46）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件店舗における売上管理等

ア 本件店舗には、平成14年4月の開店当初にはパチンコ台224台、スロット台112台の合計336台（その後、同年7月に改装され、パチンコ台168台、スロット台140台となった。）及び玉貸機が設置され、パチンコ玉1玉当たり4円、スロット用コインが1枚当たり20円で客に貸し出されていた。

2階事務所には、開店当初から本件ホールコンピュータが設置されており、店舗内の各

パチンコ台、各スロット台及び各玉貸機と有線で繋がられている。各パチンコ台等からは、客がパチンコ台又はスロット台に打ち込んだパチンコ玉又はコインの数（アウト玉）の集計数、パチンコ台又はスロット台から客に払い出されたパチンコ玉又はコインの数（セーフ玉）の集計数及び玉貸機による売上金額を集計した金額の各データが本件ホールコンピューターに送信され、本件ホールコンピューターは、上記各データをジャーナルとして出力することができる。

本件店舗においては、丙店長又は丁副店長が本件ジャーナルに印字された売上金データを収入金額として売上アラリ仕入帳に記帳し、この売上アラリ仕入帳の記載に基づいて関与税理士が総勘定元帳を作成し、売上金額が計上されていた。

イ 本件ホールコンピューターには、異常データを修正するなどのためにシミュレーション機能が搭載されており、パチンコ台ないしスロット台のアウト玉及びセーフ玉の数並びに玉貸機の売上金額について、一定の数値を修正すべき値として設定すれば、以後所定の操作（以下「修正操作」という。）を1回行うことによって、玉（枚）数及び売上金額を設定した数値だけ修正することができる（修正操作を複数回行えば、行った回数だけ数値を修正できる。）。なお、いったんシミュレーション機能を使用すると、修正操作後のデータが書き更新されるため、ジャーナルを出力しても修正した痕跡が残らない。

ウ 原告は、平成16年12月1日、本件店舗に本件監視システムを導入した。同システムは、客や従業員による不正を監視する等の目的で開発されたものであり、本件ホールコンピューターと各パチンコ台、各スロット台及び各玉貸機とを繋ぐ配線の途中に分配器を設置して、分配器から有線で繋がれた本件監視コンピューター（本件店舗の2階社長室に設置）にも各種のデータが送信されるように設定された。本件監視コンピューターへのデータ送信は、パチンコ台等から本件ホールコンピューターへのデータ送信に用いられるパルス信号を分配器内のマイクロコンピューターがカウントし、その回数をシリアル信号に変換して行われ、本件ホールコンピューターへ送信されたデータと同一のデータが本件監視コンピューターにも送信される仕組みになっている（ただし、静電気やノイズの影響等によりわずかな誤差が生じることはある。）。そして、本件居宅パソコン（乙の居宅に設置）には、専用のプログラムソフトがインストールされ、インターネット回線を使用して本件監視コンピューターにアクセスして蓄積されたデータ（保存期間は1日）を閲覧及び保存することができる。このようにして本件居宅パソコンに保存されるデータは、本件ホールコンピューターのシミュレーション機能による修正を受けないデータであり、本件居宅パソコンではこのデータの修正はできない。

(2) 本件実額課税期間について

原告は、原告設立時より少なくとも平成15年6月29日までの間（本件実額課税期間）において、本件ホールコンピューターに搭載されたシミュレーション機能を利用して、売上除外を行っていた（本件実額課税期間中、原告が売上除外を行っていたことは当事者間に争いが無い。）。

乙は、平成14年6月20日、丙店長にD銀行（当時）東神戸支店に同人名義の普通預金口座を、丁副店長にE銀行灘支店に同人名義の普通預金口座をそれぞれ開設させ、また、平成15年4月25日、丁副店長に同人名義の通常郵便貯金口座を開設させた。上記各預金口座及び貯金口座の通帳、届出印及びキャッシュカードは乙が保管していた。

乙は、上記各口座を開設されたところから平成15年6月29日ころまでの間、原告事務員の戊に指示するなどして、毎月数回程度、売上除外金を上記各口座に入金しており、同入金額の大半は1回当たり33万6000円の整数倍の金額となっていた。

(3) 本件基礎期間について

大阪国税局査察部は、平成17年2月1日、原告に対する査察調査に着手し、本件居宅パソコンに保存されていたデータや本件ジャーナル等を入手した。

ア 本件居宅パソコンに保存されていたデータによると、平成16年12月1日から平成17年1月31日まで（本件基礎期間）における本件店舗の玉貸機による売上金額、アウト玉の集計数及びセーフ玉の集計数は、それぞれ、別表2の各「居宅パソコンの売上金額データ」欄、別表3-1及び3-2の各「居宅パソコンの玉数データ」欄のとおりとされている。これに対し、本件ジャーナルによると、同期間における玉貸機の売上金額、アウト玉の集計数及びセーフ玉の集計数は、それぞれ、別表2の各「ジャーナルの売上金データ」欄、別表3-1及び3-2の各「ジャーナルの玉数データ」欄のとおりとされており（売上金額については、売上アラリ仕入帳に収入金額として記帳された額と同額である。）、本件居宅パソコンのデータとは別表2の各「差額」欄並びに別表3-1及び3-2の各「差」欄のとおりに相異がある。

イ 次に、本件居宅パソコンに保存されていたデータによると、平成17年1月31日におけるパチンコ台及びスロット台ごとのアウト玉及びセーフ玉の集計数は、別表4-1ないし4-6の各「居宅パソコンの全台データ」欄のとおりとされている。これに対し、本件ホールコンピューターから出力された全台個別データ帳票によると、同日におけるパチンコ台及びスロット台ごとのアウト玉及びセーフ玉の集計数は、同各別表の各「コンピュータIの全台データ」欄のとおりとされており、本件居宅パソコンのデータとは各「差」欄のとおりに相異がある。

ウ 大阪国税局査察部は、平成17年2月1日の査察調査初日に、本件店舗社長室の机の引出しから現金970万3000円及び「41, 000」と記載されたノートなどを発見した。

(4) 原告従業員等名義の預貯金口座について

乙は、平成14年8月14日、原告事務員の戊にD銀行東神戸支店に同人名義の普通預金口座を開設させ、同日に250万円、平成15年1月6日に200万円、同年3月31日に200万円、同年6月30日に100万円、同年8月27日に100万円、平成16年2月26日に300万円を入金した。乙は、平成15年7月4日、上記戊及び原告事務員のFにそれぞれ郵便貯金口座を開設させ、同日にそれぞれ1000万円を入金した。乙は、知人のGに平成15年7月29日、H（当時）神戸支店に同人名義の普通預金口座を開設させ、同日に400万円、同年8月20日に3000万円、同月22日に2900万円、平成16年3月26日に800万円の合計7100万円を入金した。

2 検討

(1) 本件基礎期間における売上除外の有無

ア 原告は、平成16年12月1日に本件監視システムを導入したところ、同システムの仕組みが上記1(1)ウのとおりである以上、本件居宅パソコンに保存された各データは、本件店舗の玉貸機による売上金額、アウト玉及びセーフ玉の集計数をほぼ正確に示したものと認められる。ところが、本件ジャーナルに記載された各データは、本件居宅パソコンの各データ

と別表2、3-1、3-2、4-1ないし4-6のと通りの差異がある。

(ア) すなわち、本件基礎期間中の売上金額については、平成16年12月1日、同月14日、同月18日、同月19日、同月21日、同月23日、同月25日、同月28日、同月31日、平成17年1月1日、同月2日、同月4日、同月5日、同月15日、同月19日、同月31日はパチンコ及びスロットともデータが一致しておらず、これらのうち平成16年12月1日及び同月14日以外の14日（以下「データ相異日」という。）においては、すべて本件居宅パソコンに保存された売上金額が本件ジャーナルに記載された売上金額を上回っており、その開差は12日がいずれも33万6000円又は67万2000円であり、他の2日はこれに極めて近似する33万3000円及び67万1900円である。なお、データの一致しない上記16日以外の46日（うち4日は本件店舗の営業日ではない。）についても、データが一致するのは14日のみであり、他は本件居宅パソコンのデータが保存されていなかったため本件ジャーナルのデータと対照することができない。

(イ) また、本件基礎期間中のアウト玉及びセーフ玉の集計数については、データ相異日について、いずれも本件居宅パソコンに保存されていたセーフ玉の集計数が本件ジャーナルに記載された集計数を下回っており、その開差はおおむねパチンコについては4万2000玉（最大4万2000玉、最少4万1850玉）又は8万4000玉（最大8万4000玉、最少8万3970玉）、スロットについてはおおむね8400枚（最大8400枚、最少8336枚）又は1万6800枚（最大1万6800枚、最少1万6743枚）である。そして、本件店舗では、パチンコ玉が1玉当たり4円、スロット用コインが1枚当たり20円で客に貸し出されていたから、上記の開差は、上記(ア)の売上金データの開差と表裏の関係にある。

(ウ) さらに、平成17年1月31日については、本件居宅パソコンに保存されたパチンコ台及びスロット台ごとのセーフ玉の集計数が本件ホールコンピューターから出力された全台個別データ帳票に記載されたセーフ玉の集計数を上回っており、その開差はパチンコ168台すべてが1台当たり500玉（合計8万4000玉）、スロット140台ほとんどが1台当たり100枚（合計1万6797枚）であり、別表3-1及び3-2の同日におけるデータの開差の近似値となっている。

イ 上記のような本件居宅パソコンに保存されたデータと本件ジャーナル等のデータとの乖離は、極めて規則的なものであって、本件ホールコンピューターのシミュレーション機能を使用したことによる乖離と考えられる。

すなわち、まず、上記アによれば、原告は、平成17年1月31日については、本件ホールコンピューターのシミュレーション機能を使用して、パチンコ台1台当たり500玉（168台合計で8万4000玉）、スロット台1台当たりおおむね100枚（140台合計で1万6800枚）のセーフ玉を増加させ、売上金については、これらに対応するようにパチンコにつき33万6000円、スロットにつき33万6000円（合計67万2000円）の売上金データを減額したと考えられる。

次に、同日以外のデータ相異日についても、データの相異は、やはり本件ホールコンピューターのシミュレーション機能を使用したことによるものと考えられる（シミュレーション機能の設定は、修正操作1回につき、パチンコ及びスロットについて各16万8000円、合計33万6000円の売上金データを減額し、パチンコ台については合計4万2000玉、

スロット台については合計8400枚のセーフ玉をそれぞれ増加させる設定であったと考えられる。)

なお、平成16年12月18日及び平成17年1月5日における各データのように、相異が上記の近似値となっているものもあるが、これらは静電気やノイズの影響等による誤差にすぎないと推認される。また、平成16年12月1日のパチンコ及びスロット並びに同月14日のパチンコについては上記の近似値といえない開差が生じており、その原因は未解明であるが、2日程度の特異日が存在しても、原告がデータ相異日においてシミュレーション機能を使用してデータを改ざんしたとの認定に消長を来すものではない。

乙は、犯則調査及び刑事手続の捜査段階から一貫して本件基礎期間中のシミュレーション機能使用によるデータ改ざんを否認する供述をし(乙30、31、41、46)、原告(乙)による上記データ改ざんを直接証する証拠は存在しないが、乙は、被告人質問において、データの規則的開差について分からないと供述するのみで(乙46)、原告も、本訴において、同開差につき何ら合理的説明をしていないこと並びに前記認定のシミュレーション機能や本件監視システムの仕組み及び各データの規則的相異等に照らし、乙の供述は信用できず、上記証拠の不存在も、原告がデータ改ざんをしたとの上記認定を何ら左右しない。

ウ そして、前記1(3)ウのとおり、大阪国税局査察部は、平成17年2月1日の査察調査初日に、本件店舗社長室の机の引出しから現金970万3000円及び「41, 000」と記載されたノートを発見しているところ、これを合計した974万4000円が33万6000円の29倍であることが単なる偶然とは考え難い(原告も、上記記載の意味について格別具体的な主張をしていない。)

エ 以上によると、原告(乙)が、本件基礎期間中、ほ脱の意図をもって売上除外を行っていたことに疑いを差し挟む余地はない。除外した売上金の隠匿方法等が不明であることはこの認定を左右しない。

(2) 本件実額課税期間について

前記1(2)のとおり、原告は、本件実額課税期間においてシミュレーション機能を利用して売上除外をしていたところ、丙店長及び丁副店長名義の預貯金口座への入金額の大半が1回当たり33万6000円であったことに照らすと、本件実額課税期間における売上除外の方法も、本件基礎期間と同様、シミュレーション機能の修正操作1回につき、パチンコ及びスロットについて各16万8000円、合計33万6000円の売上金データを減額し、これに対応するセーフ玉データを増加させるという方法であったと認めるのが相当である。

(3) 本件期間について

ア 上記(1)及び(2)のとおり、原告が本件実額課税期間においてシミュレーション機能を利用した売上除外を行っており、少なくとも本件基礎期間開始日にも全く同一の手口による売上除外が行われており(収集された資料からは同日以降の売上除外が確認できるというだけで、証拠上、前日までは売上除外がなかったと認定できるわけではない。)、同期間中これが継続されていた以上、一旦何らかの理由により売上除外を止めたが、その後再開したなどの特段の事情がない限り、両期間の間に挟まる本件期間においても、同様の方法で売上除外が継続して行われていたと推認すべきである。上記のとおり、原告が本件基礎期間中売上除外をしていたことは明白であるにもかかわらず、乙はデータ改ざんによる売上除外はしていないと不合理な供述をし、本訴においても、原告は、同期間中の売上除外を否定するのであるから、

上記特段の事情を認める余地はない。なお、前記１（４）のとおり、乙は本件期間においても、他人名義の預貯金口座に入金しており、この原資が売上除外金であるという直接的な証拠はないものの、合理的な理由なく他人名義の預貯金口座へ多額の入金をしていたという事実は、不正な方法によって利益を得ていることを推認させる事情ということとはできる。

イ 証拠（乙１）及び弁論の全趣旨によれば、丙店長及び丁副店長名義の預貯金口座への売上除外に係ると認められる入金の本件実額課税期間終了の日の翌日までしかないことが認められ、原告は、これをもって平成１５年７月以降の売上除外がないことの証左であるかに主張する。しかし、これは単に売上除外金の保管形態を変更しただけと考えられ、同期間経過後について売上除外金の保管形態等が明らかになっていないとしても、その後の本件基礎期間において明らかに売上除外がなされたと認定できる以上、本件期間における売上除外の事実が推認されるとの上記判断は左右されないというべきである。

- ３ 以上のとおり、原告は、平成１５年７月以降も売上除外を行っていたと認められる。したがって、原告の平成１５年１０月期及び平成１６年１０月期についての確定申告の基礎となる備付帳簿書類等は売上除外を反映しておらず、その内容が不正確で信頼性に乏しいから、上記各事業年度のうち本件実額課税期間を除く本件期間については、本件各更正処分時点において、推計課税を行う必要性があったといえ、また、現時点においても、その必要性があることは明らかである。そして、被告の主張する推計の方法（別紙被告第１準備書面（抜粋）第４）には合理性があり、これによる本件期間における売上除外の額の算出（同）は相当であり（原告も、被告主張の推計方法の合理性自体は争わない。）、関係法令及び弁論の全趣旨によれば、平成１５年１０月期及び平成１６年１０月期における原告の所得金額、納付すべき税額は、被告主張（別紙被告第１準備書面（抜粋）第５、１）のとおり算出される。また、原告が、前記認定のとおり、上記各事業年度において、売上及び玉数等のデータを改ざんし、売上除外した金額に基づく確定申告書を提出したことは通則法６８条１項にいう「事実の隠ぺい」による過少申告に該当するというべきところ、原告に賦課すべき重加算税の額は、被告主張（別紙被告第１準備書面（抜粋）第５、２、（２）、（３））のとおり算出される。

以上によれば、本件各課税処分はいずれも適法である。

第４ 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官 佐藤 明

裁判官 島戸 真

裁判官 高橋 心平

別表 1

課税の経緯（法人税）

（単位：円）

事業年度	区分			確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
	項目									
平成14年10月期	年	月	日		平成15年1月6日	平成18年2月17日	平成18年4月14日	平成19年7月30日		
	所得金額		①	△615,203	60,389,302	確定申告のとおり	棄却			
	法人税額		②	0	17,583,340					
	留保金	課税留保金額	③	0	9,776,000					
		同上に対する税額	④	0	977,600					
	納付すべき金額		⑤	0	18,560,900					
	重加算税の額		⑥	—	6,496,000					
平成15年10月期	年	月	日		平成16年1月5日	平成18年2月17日	平成18年4月14日		平成18年8月31日	平成19年8月27日
	所得金額		①	2,434,758	184,440,154	確定申告のとおり	更正処分に係る 所得金額の一部 を否認		棄却	
	法人税額		②	535,480	54,692,000					
	留保金	課税留保金額	③	0	53,748,000					
		同上に対する税額	④	0	6,562,200					
	納付すべき金額		⑤	535,400	61,254,200					
	重加算税の額		⑥	—	21,248,500					
平成16年10月期	年	月	日		平成17年1月4日	平成18年2月17日	平成18年4月14日		平成18年8月31日	平成19年8月27日
	所得金額		①	△33,198,225	67,810,163	確定申告のとおり	更正処分に係る 所得金額の一部 を否認		棄却	
	法人税額		②	0	19,703,000					
	留保金	課税留保金額	③	0	19,858,000					
		同上に対する税額	④	0	1,985,800					
	納付すべき金額		⑤	0	21,688,800					
	重加算税の額		⑥	—	7,588,000					

（注） 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示す。

別表 2

売上対比表

(単位：円)

区分 年月日	現金売上（パチンコ）			現金売上（スロット）			差額合計 (③+⑥)
	①居宅パソンの 売上金額データ	②ジャーナルの 売上金額データ	③差額 (①－②)	④居宅パソンの 売上金額データ	⑤ジャーナルの 売上金額データ	⑥差額 (④－⑤)	
16.12.01	4,613,900	7,650,700	△3,036,800	3,414,300	6,353,000	△2,938,700	△5,975,500
16.12.02	データ保存なし	7,547,900	—	データ保存なし	6,470,000	—	—
16.12.03	データ保存なし	7,238,100	—	データ保存なし	6,427,000	—	—
16.12.04	データ保存なし	7,960,200	—	データ保存なし	6,920,000	—	—
16.12.05	データ保存なし	7,594,800	—	データ保存なし	7,270,000	—	—
16.12.06	—	休み	—	—	休み	—	—
16.12.07	データ保存なし	10,758,600	—	データ保存なし	9,579,000	—	—
16.12.08	データ保存なし	8,277,400	—	データ保存なし	6,298,000	—	—
16.12.09	データ保存なし	6,415,800	—	データ保存なし	6,115,000	—	—
16.12.10	7,749,200	7,749,200	0	5,688,000	5,688,000	0	0
16.12.11	8,607,000	8,607,000	0	7,127,000	7,127,000	0	0
16.12.12	8,206,700	8,206,700	0	7,799,000	7,799,000	0	0
16.12.13	6,781,100	6,781,100	0	6,263,000	6,263,000	0	0
16.12.14	6,458,800	6,509,900	△51,100	5,922,000	5,754,000	168,000	116,900
16.12.15	データ保存なし	7,231,600	—	データ保存なし	6,891,000	—	—
16.12.16	6,894,800	6,894,800	0	8,402,000	8,402,000	0	0
16.12.17	7,440,200	7,440,200	0	5,072,000	5,072,000	0	0
16.12.18	7,981,700	7,813,700	168,000	7,904,000	7,739,000	165,000	333,000
16.12.19	7,888,500	7,552,500	336,000	6,927,000	6,591,000	336,000	672,000
16.12.20	データ保存なし	9,937,000	—	データ保存なし	9,251,000	—	—
16.12.21	8,710,800	8,374,800	336,000	7,105,000	6,769,000	336,000	672,000
16.12.22	6,629,500	6,629,500	0	5,394,000	5,394,000	0	0
16.12.23	7,536,000	7,368,000	168,000	7,331,000	7,163,000	168,000	336,000
16.12.24	6,231,400	6,231,400	0	6,511,000	6,511,000	0	0
16.12.25	8,433,000	8,265,000	168,000	8,221,000	8,053,000	168,000	336,000
16.12.26	8,187,300	8,187,300	0	8,344,000	8,344,000	0	0
16.12.27	—	休み	—	—	休み	—	—
16.12.28	8,804,800	8,636,800	168,000	7,279,000	7,111,000	168,000	336,000
16.12.29	8,917,200	8,917,200	0	8,045,000	8,045,000	0	0
16.12.30	9,194,200	9,194,200	0	7,108,000	7,108,000	0	0
16.12.31	4,846,900	4,510,900	336,000	4,580,000	4,244,000	336,000	672,000
17.01.01	4,961,400	4,793,400	168,000	4,056,000	3,888,000	168,000	336,000
17.01.02	8,533,400	8,197,400	336,000	8,078,000	7,742,000	336,000	672,000
17.01.03	データ保存なし	9,342,300	—	データ保存なし	7,083,000	—	—
17.01.04	9,480,800	9,312,800	168,000	8,874,000	8,706,000	168,000	336,000
17.01.05	8,983,400	8,647,500	335,900	6,474,000	6,138,000	336,000	671,900
17.01.06	データ保存なし	6,924,800	—	データ保存なし	8,346,000	—	—
17.01.07	データ保存なし	8,434,600	—	データ保存なし	5,934,000	—	—
17.01.08	データ保存なし	9,758,700	—	データ保存なし	8,187,000	—	—
17.01.09	データ保存なし	9,560,000	—	データ保存なし	6,354,000	—	—
17.01.10	データ保存なし	9,895,300	—	データ保存なし	6,749,000	—	—
17.01.11	—	休み	—	—	休み	—	—
17.01.12	データ保存なし	8,473,900	—	データ保存なし	6,406,000	—	—
17.01.13	8,893,700	8,893,700	0	6,840,000	6,840,000	0	0
17.01.14	データ保存なし	8,110,300	—	データ保存なし	6,458,000	—	—
17.01.15	10,874,700	10,538,700	336,000	7,536,000	7,200,000	336,000	672,000
17.01.16	データ保存なし	8,943,700	—	データ保存なし	7,696,000	—	—
17.01.17	10,039,500	10,039,500	0	7,820,000	7,820,000	0	0
17.01.18	7,609,700	7,609,700	0	6,248,000	6,248,000	0	0
17.01.19	7,102,100	6,766,100	336,000	6,274,000	5,938,000	336,000	672,000
17.01.20	データ保存なし	7,534,300	—	データ保存なし	6,144,000	—	—
17.01.21	データ保存なし	7,723,800	—	データ保存なし	6,135,000	—	—
17.01.22	データ保存なし	8,815,300	—	データ保存なし	7,440,000	—	—
17.01.23	データ保存なし	8,611,500	—	データ保存なし	7,466,000	—	—
17.01.24	—	休み	—	—	休み	—	—
17.01.25	データ保存なし	10,493,600	—	データ保存なし	9,135,000	—	—
17.01.26	データ保存なし	8,393,100	—	データ保存なし	8,417,000	—	—
17.01.27	データ保存なし	8,544,300	—	データ保存なし	6,340,000	—	—
17.01.28	データ保存なし	8,145,300	—	データ保存なし	6,607,000	—	—
17.01.29	データ保存なし	9,571,100	—	データ保存なし	6,838,000	—	—
17.01.30	データ保存なし	9,433,700	—	データ保存なし	6,601,000	—	—
17.01.31	7,513,600	7,177,600	336,000	6,785,000	6,449,000	336,000	672,000

(注) 各欄の△印はマイナス金額を示す。

別表 3 - 1

アウト・セーフ対比表 (パチンコ)

(単位: 玉)

区分 年月日	アウト玉			セーフ玉		
	①居宅パソンの玉数データ	②ジャーナルの玉数データ	差 (①-②)	③居宅パソンの玉数データ	④ジャーナルの玉数データ	差 (③-④)
16. 12. 01	3, 463, 800	5, 695, 460	△2, 231, 660	3, 495, 810	5, 749, 710	△2, 253, 900
16. 12. 10	5, 565, 690	5, 565, 510	180	5, 509, 750	5, 509, 720	30
16. 12. 11	6, 729, 600	6, 729, 520	80	6, 763, 430	6, 763, 420	10
16. 12. 12	6, 839, 660	6, 839, 560	100	6, 740, 310	6, 740, 270	40
16. 12. 13	5, 020, 780	5, 020, 690	90	4, 988, 200	4, 988, 170	30
16. 12. 14	4, 580, 770	4, 714, 970	△134, 200	4, 560, 230	4, 723, 400	△163, 170
16. 12. 16	5, 156, 600	5, 156, 610	△10	5, 243, 550	5, 243, 550	0
16. 12. 17	5, 262, 550	5, 262, 480	70	5, 127, 950	5, 127, 900	50
16. 12. 18	6, 245, 370	6, 245, 280	90	6, 283, 620	6, 325, 590	△41, 970
16. 12. 19	6, 143, 420	6, 143, 360	60	6, 053, 620	6, 137, 610	△83, 990
16. 12. 21	6, 302, 510	6, 302, 590	△80	6, 253, 780	6, 337, 780	△84, 000
16. 12. 22	4, 721, 350	4, 721, 230	120	4, 599, 950	4, 599, 930	20
16. 12. 23	5, 737, 610	5, 737, 660	△50	5, 732, 400	5, 774, 400	△42, 000
16. 12. 24	4, 878, 340	4, 878, 240	100	4, 886, 970	4, 886, 970	0
16. 12. 25	6, 238, 580	6, 238, 530	50	6, 093, 970	6, 135, 960	△41, 990
16. 12. 26	6, 537, 810	6, 537, 770	40	6, 372, 310	6, 371, 850	460
16. 12. 28	6, 294, 750	6, 294, 740	10	6, 116, 050	6, 158, 010	△41, 960
16. 12. 29	6, 202, 540	6, 202, 480	60	5, 907, 160	5, 907, 160	0
16. 12. 30	6, 981, 130	6, 981, 100	30	6, 975, 520	6, 975, 510	10
16. 12. 31	3, 403, 330	3, 403, 250	80	3, 300, 860	3, 384, 840	△83, 980
17. 01. 01	3, 676, 330	3, 676, 270	60	3, 613, 750	3, 655, 600	△41, 850
17. 01. 02	6, 672, 350	6, 672, 660	△310	6, 622, 040	6, 706, 010	△83, 970
17. 01. 04	7, 866, 630	7, 867, 160	△530	7, 799, 690	7, 841, 690	△42, 000
17. 01. 05	6, 544, 410	6, 544, 630	△220	6, 196, 010	6, 280, 000	△83, 990
17. 01. 13	6, 382, 780	6, 382, 920	△140	6, 189, 070	6, 187, 900	1, 170
17. 01. 15	7, 686, 230	7, 686, 660	△430	7, 163, 130	7, 247, 100	△83, 970
17. 01. 17	7, 540, 980	7, 541, 090	△110	7, 335, 410	7, 335, 410	0
17. 01. 18	5, 664, 340	5, 664, 460	△120	5, 652, 400	5, 652, 360	40
17. 01. 19	5, 002, 220	5, 002, 170	50	4, 790, 590	4, 874, 560	△83, 970
17. 01. 31	5, 406, 960	5, 408, 770	△1, 810	5, 231, 240	5, 315, 230	△83, 990

(注 1) 網掛け表示は、約42,000玉若しくは約84,000玉の開差を示す。

(注 2) 各欄の△印はマイナスを示す。

別表 3-2

アウト・セーフ対比表（スロット）

（単位：枚）

区分 年月日	アウト枚			セーフ枚		
	①居宅パソコン の玉数データ	②ジャーナルの玉 数データ	差 (①－②)	③居宅パソコン の玉数データ	④ジャーナルの玉 数データ	差 (③－④)
16. 12. 01	894, 493	1, 788, 685	△894, 192	871, 685	1, 750, 518	△878, 833
16. 12. 10	1, 539, 589	1, 539, 586	3	1, 489, 048	1, 489, 048	0
16. 12. 11	2, 340, 272	2, 340, 272	0	2, 331, 709	2, 331, 709	0
16. 12. 12	2, 278, 306	2, 278, 297	9	2, 185, 256	2, 185, 245	11
16. 12. 13	1, 823, 640	1, 823, 631	9	1, 859, 958	1, 859, 958	0
16. 12. 14	1, 975, 529	1, 975, 529	0	2, 015, 840	2, 024, 240	△8, 400
16. 12. 16	3, 111, 804	3, 111, 804	0	3, 216, 291	3, 216, 291	0
16. 12. 17	1, 474, 925	1, 474, 910	15	1, 460, 819	1, 460, 809	10
16. 12. 18	2, 446, 539	2, 446, 533	6	2, 383, 366	2, 391, 766	△8, 400
16. 12. 19	2, 054, 393	2, 054, 387	6	1, 972, 472	1, 989, 272	△16, 800
16. 12. 21	1, 920, 876	1, 920, 876	0	1, 869, 182	1, 885, 982	△16, 800
16. 12. 22	1, 619, 501	1, 619, 501	0	1, 628, 922	1, 628, 922	0
16. 12. 23	2, 030, 537	2, 030, 468	69	1, 924, 389	1, 932, 725	△8, 336
16. 12. 24	2, 050, 429	2, 050, 429	0	2, 080, 910	2, 080, 909	1
16. 12. 25	2, 623, 281	2, 623, 275	6	2, 585, 693	2, 594, 086	△8, 393
16. 12. 26	3, 113, 240	3, 113, 240	0	3, 145, 946	3, 145, 945	1
16. 12. 28	2, 123, 304	2, 123, 301	3	2, 072, 596	2, 080, 996	△8, 400
16. 12. 29	2, 263, 533	2, 263, 530	3	2, 151, 435	2, 151, 429	6
16. 12. 30	2, 508, 951	2, 508, 939	12	2, 577, 983	2, 577, 980	3
16. 12. 31	1, 201, 624	1, 201, 606	18	1, 131, 927	1, 148, 718	△16, 791
17. 01. 01	1, 148, 735	1, 148, 726	9	1, 174, 323	1, 182, 723	△8, 400
17. 01. 02	2, 246, 137	2, 246, 113	24	2, 141, 521	2, 158, 305	△16, 784
17. 01. 04	2, 777, 510	2, 777, 498	12	2, 759, 935	2, 768, 334	△8, 399
17. 01. 05	1, 892, 316	1, 892, 304	12	1, 832, 012	1, 848, 812	△16, 800
17. 01. 13	2, 165, 795	2, 165, 792	3	2, 161, 588	2, 161, 588	0
17. 01. 15	2, 236, 927	2, 236, 924	3	2, 214, 664	2, 231, 461	△16, 797
17. 01. 17	2, 429, 378	2, 429, 375	3	2, 484, 464	2, 484, 464	0
17. 01. 18	2, 076, 090	2, 076, 081	9	2, 144, 645	2, 144, 645	0
17. 01. 19	1, 617, 499	1, 617, 487	12	1, 544, 835	1, 561, 635	△16, 800
17. 01. 31	1, 958, 214	1, 958, 160	54	1, 937, 179	1, 953, 922	△16, 743

（注 1） 網掛け表示は、約8,400枚若しくは約16,800枚の開差を示す。

（注 2） 各欄の△印はマイナスを示す。

全台対比表（パチンコ）

（単位：10玉）

区分		アウト玉			差玉			セーフ玉		
台・島番 号		①居宅パソ コンの全台 データ	②コンピュ ータ Iの全台 データ	差 (①－②)	③居宅パソ コンの全台 データ	④コンピュ ータ Iの全台 データ	差 (③－④)	⑤居宅パソ コンの全台 データ	⑥コンピュ ータ Iの全台 データ	差 (⑤－⑥)
261P	21島	4,113	4,113	0	94	44	50	4,019	4,069	△50
262P	21島	3,318	3,318	0	1,024	974	50	2,294	2,344	△50
263P	21島	2,190	2,190	0	810	760	50	1,380	1,430	△50
265P	21島	1,912	1,912	0	1,070	1,020	50	842	892	△50
266P	21島	1,955	1,955	0	579	529	50	1,376	1,426	△50
267P	21島	3,326	3,326	0	351	301	50	2,975	3,025	△50
268P	21島	3,058	3,057	1	△1,586	△1,637	51	4,644	4,694	△50
270P	22島	1,667	1,667	0	354	304	50	1,313	1,363	△50
271P	22島	1,301	1,301	0	499	449	50	802	852	△50
272P	22島	1,021	1,021	0	△235	△285	50	1,256	1,306	△50
273P	22島	1,493	1,493	0	△259	△309	50	1,752	1,802	△50
275P	22島	5,533	5,533	0	△900	△950	50	6,433	6,483	△50
276P	22島	723	723	0	538	488	50	185	235	△50
277P	22島	2,372	2,372	0	1,038	988	50	1,334	1,384	△50
278P	23島	1,079	1,079	0	△534	△584	50	1,613	1,663	△50
280P	23島	1,381	1,381	0	798	748	50	583	633	△50
281P	23島	509	509	0	390	340	50	119	169	△50
282P	23島	926	926	0	△40	△90	50	966	1,016	△50
283P	23島	1,248	1,247	1	197	146	51	1,051	1,101	△50
285P	23島	631	631	0	472	422	50	159	209	△50
286P	23島	1,305	1,305	0	1,001	951	50	304	354	△50
287P	24島	3,232	3,232	0	△660	△710	50	3,892	3,942	△50
288P	24島	3,051	3,050	1	△1,583	△1,634	51	4,634	4,684	△50
300P	24島	2,516	2,516	0	1,433	1,383	50	1,083	1,133	△50
301P	24島	753	753	0	496	446	50	257	307	△50
302P	24島	2,757	2,757	0	△1,407	△1,457	50	4,164	4,214	△50
303P	24島	1,941	1,941	0	366	316	50	1,575	1,625	△50
305P	24島	2,732	2,732	0	653	603	50	2,079	2,129	△50
306P	25島	4,976	4,976	0	△194	△244	50	5,170	5,220	△50
307P	25島	5,413	5,412	1	△1,414	△1,465	51	6,827	6,877	△50
308P	25島	5,203	5,203	0	23	△27	50	5,180	5,230	△50
310P	25島	5,438	5,437	1	1,012	961	51	4,426	4,476	△50
311P	25島	5,254	5,254	0	260	210	50	4,994	5,044	△50
312P	25島	5,311	5,310	1	2,801	2,750	51	2,510	2,560	△50
313P	25島	5,118	5,118	0	△609	△659	50	5,727	5,777	△50
315P	26島	2,255	2,255	0	△3	△53	50	2,258	2,308	△50
316P	26島	1,069	1,069	0	△62	△112	50	1,131	1,181	△50
317P	26島	1,018	1,018	0	778	728	50	240	290	△50
318P	26島	1,357	1,357	0	308	258	50	1,049	1,099	△50
320P	26島	2,278	2,278	0	△660	△710	50	2,938	2,988	△50
321P	26島	1,177	1,370	△193	△257	△114	△143	1,434	1,484	△50
322P	26島	2,555	2,555	0	△141	△191	50	2,696	2,746	△50
323P	27島	2,801	2,801	0	1,804	1,754	50	997	1,047	△50
325P	27島	2,120	2,120	0	△628	△678	50	2,748	2,798	△50
326P	27島	723	723	0	550	500	50	173	223	△50
327P	27島	1,725	1,725	0	△275	△325	50	2,000	2,050	△50
328P	27島	3,221	3,221	0	△489	△539	50	3,710	3,760	△50
330P	27島	802	802	0	611	561	50	191	241	△50
331P	27島	1,823	1,823	0	107	57	50	1,716	1,766	△50
332P	28島	4,356	4,356	0	39	△11	50	4,317	4,367	△50
333P	28島	4,085	4,085	0	755	705	50	3,330	3,380	△50
335P	28島	3,799	3,799	0	△1,494	△1,544	50	5,293	5,343	△50
336P	28島	3,762	3,762	0	△226	△276	50	3,988	4,038	△50
337P	28島	3,801	3,801	0	552	502	50	3,249	3,299	△50
338P	28島	3,640	3,640	0	1,108	1,058	50	2,532	2,582	△50
350P	28島	5,005	5,005	0	1,390	1,340	50	3,615	3,665	△50
351P	29島	5,573	5,573	0	△101	△151	50	5,674	5,724	△50
352P	29島	4,212	4,212	0	933	883	50	3,279	3,329	△50
353P	29島	4,992	4,992	0	△3,435	△3,485	50	8,427	8,477	△50
355P	29島	4,412	4,412	0	1,330	1,280	50	3,082	3,132	△50
356P	29島	4,925	4,925	0	△1,470	△1,520	50	6,395	6,445	△50
357P	29島	4,441	4,441	0	△687	△737	50	5,128	5,178	△50
358P	29島	3,927	3,927	0	2,005	1,955	50	1,922	1,972	△50

（注） 各欄の△印はマイナスを示す。

全台対比表（パチンコ）

（単位：10玉）

区分		アウト玉			差玉			セーフ玉		
台・島番 号		①居宅パソ コンの全台 データ	②コンピュ ータ Iの全台 データ	差 (①－②)	③居宅パソ コンの全台 データ	④コンピュ ータ Iの全台 データ	差 (③－④)	⑤居宅パソ コンの全台 データ	⑥コンピュ ータ Iの全台 データ	差 (⑤－⑥)
360P	30島	5,924	5,924	0	134	84	50	5,790	5,840	△50
361P	30島	5,151	5,151	0	430	380	50	4,721	4,771	△50
362P	30島	5,089	5,089	0	602	552	50	4,487	4,537	△50
363P	30島	5,545	5,545	0	1,098	1,048	50	4,447	4,497	△50
365P	30島	5,676	5,676	0	△2,972	△3,022	50	8,648	8,698	△50
366P	30島	5,320	5,320	0	968	918	50	4,352	4,402	△50
367P	30島	5,681	5,681	0	693	643	50	4,988	5,038	△50
368P	31島	5,169	5,169	0	697	647	50	4,472	4,522	△50
370P	31島	5,021	5,021	0	1,472	1,422	50	3,549	3,599	△50
371P	31島	5,298	5,298	0	△99	△149	50	5,397	5,447	△50
372P	31島	5,067	5,067	0	△1,646	△1,696	50	6,713	6,763	△50
373P	31島	5,337	5,337	0	1,484	1,434	50	3,853	3,903	△50
375P	31島	4,787	4,787	0	1,169	1,119	50	3,618	3,668	△50
376P	31島	5,959	5,959	0	△98	△148	50	6,057	6,107	△50
377P	32島	4,630	4,630	0	△770	△820	50	5,400	5,450	△50
378P	32島	4,021	4,021	0	1,281	1,231	50	2,740	2,790	△50
380P	32島	4,263	4,263	0	595	545	50	3,668	3,718	△50
381P	32島	4,505	4,505	0	△4	△54	50	4,509	4,559	△50
382P	32島	3,191	3,191	0	1,353	1,303	50	1,838	1,888	△50
383P	32島	3,886	3,886	0	439	389	50	3,447	3,497	△50
385P	32島	4,352	4,352	0	△203	△253	50	4,555	4,605	△50
386P	33島	4,385	4,385	0	438	388	50	3,947	3,997	△50
387P	33島	2,548	2,548	0	876	826	50	1,672	1,722	△50
388P	33島	1,571	1,571	0	426	376	50	1,145	1,195	△50
500P	33島	4,028	4,028	0	△1,080	△1,130	50	5,108	5,158	△50
501P	33島	3,244	3,244	0	△1,155	△1,205	50	4,399	4,449	△50
502P	33島	2,315	2,315	0	△233	△283	50	2,548	2,598	△50
503P	33島	3,355	3,355	0	△721	△771	50	4,076	4,126	△50
505P	34島	3,177	3,177	0	75	25	50	3,102	3,152	△50
506P	34島	4,024	4,024	0	△1,144	△1,194	50	5,168	5,218	△50
507P	34島	1,291	1,291	0	970	920	50	321	371	△50
508P	34島	3,030	3,030	0	△18	△68	50	3,048	3,098	△50
510P	34島	2,240	2,240	0	△267	△317	50	2,507	2,557	△50
511P	34島	1,998	1,998	0	1,022	972	50	976	1,026	△50
512P	34島	4,197	4,197	0	375	325	50	3,822	3,872	△50
513P	35島	3,370	3,370	0	1,012	962	50	2,358	2,408	△50
515P	35島	3,246	3,246	0	△1,124	△1,174	50	4,370	4,420	△50
516P	35島	1,799	1,799	0	△97	△147	50	1,896	1,946	△50
517P	35島	2,027	2,027	0	△425	△475	50	2,452	2,502	△50
518P	35島	3,692	3,692	0	△338	△388	50	4,030	4,080	△50
520P	35島	3,358	3,358	0	1,301	1,251	50	2,057	2,107	△50
521P	35島	5,579	5,579	0	576	526	50	5,003	5,053	△50
522P	36島	2,949	2,949	0	△557	△607	50	3,506	3,556	△50
523P	36島	3,618	3,618	0	△1,090	△1,140	50	4,708	4,758	△50
525P	36島	3,577	3,577	0	592	542	50	2,985	3,035	△50
526P	36島	2,514	2,514	0	441	391	50	2,073	2,123	△50
527P	36島	3,662	3,662	0	△307	△357	50	3,969	4,019	△50
528P	36島	1,909	1,909	0	56	6	50	1,853	1,903	△50
530P	36島	3,660	3,660	0	△358	△408	50	4,018	4,068	△50
531P	37島	4,314	4,314	0	40	△10	50	4,274	4,324	△50
532P	37島	1,733	1,733	0	△657	△707	50	2,390	2,440	△50
533P	37島	4,596	4,596	0	898	848	50	3,698	3,748	△50
535P	37島	1,709	1,709	0	△636	△686	50	2,345	2,395	△50
536P	37島	2,945	2,945	0	224	174	50	2,721	2,771	△50
537P	37島	2,310	2,310	0	△579	△629	50	2,889	2,939	△50
538P	37島	4,679	4,679	0	254	204	50	4,425	4,475	△50
550P	38島	4,244	4,244	0	481	431	50	3,763	3,813	△50
551P	38島	1,879	1,879	0	125	75	50	1,754	1,804	△50
552P	38島	1,862	1,862	0	△144	△194	50	2,006	2,056	△50
553P	38島	4,220	4,220	0	517	467	50	3,703	3,753	△50
555P	38島	2,623	2,623	0	△272	△322	50	2,895	2,945	△50
556P	38島	2,746	2,746	0	208	158	50	2,538	2,588	△50
557P	38島	3,231	3,231	0	268	218	50	2,963	3,013	△50

（注） 各欄の△印はマイナスを示す。

全台対比表（パチンコ）

（単位：10玉）

区分		アウト玉			差玉			セーフ玉		
台・島番 号		①居宅パソ コンの全台 データ	②コンピュ ータ Ⅰの全台 データ	差 (①－②)	③居宅パソ コンの全台 データ	④コンピュ ータ Ⅰの全台 データ	差 (③－④)	⑤居宅パソ コンの全台 データ	⑥コンピュ ータ Ⅰの全台 データ	差 (⑤－⑥)
558P	39島	3,424	3,424	0	493	443	50	2,931	2,981	△50
560P	39島	2,732	2,732	0	28	△22	50	2,704	2,754	△50
561P	39島	3,657	3,657	0	380	330	50	3,277	3,327	△50
562P	39島	2,422	2,422	0	21	△29	50	2,401	2,451	△50
563P	39島	2,865	2,865	0	100	50	50	2,765	2,815	△50
565P	39島	3,536	3,535	1	365	314	51	3,171	3,221	△50
566P	39島	3,147	3,147	0	△752	△802	50	3,899	3,949	△50
567P	40島	3,817	3,817	0	859	809	50	2,958	3,008	△50
568P	40島	1,402	1,402	0	△182	△232	50	1,584	1,634	△50
570P	40島	2,912	2,912	0	163	113	50	2,749	2,799	△50
571P	40島	5,508	5,508	0	△69	△119	50	5,577	5,627	△50
572P	40島	2,924	2,924	0	117	67	50	2,807	2,857	△50
573P	40島	2,152	2,152	0	△317	△367	50	2,469	2,519	△50
575P	40島	3,881	3,881	0	154	104	50	3,727	3,777	△50
576P	41島	4,376	4,376	0	△314	△364	50	4,690	4,740	△50
577P	41島	2,729	2,729	0	98	48	50	2,631	2,681	△50
578P	41島	2,951	2,951	0	561	511	50	2,390	2,440	△50
580P	41島	3,984	3,984	0	1,335	1,285	50	2,649	2,699	△50
581P	41島	1,793	1,793	0	380	330	50	1,413	1,463	△50
582P	41島	2,698	2,698	0	△111	△161	50	2,809	2,859	△50
583P	41島	2,671	2,671	0	△770	△820	50	3,441	3,491	△50
585P	42島	2,431	2,431	0	125	75	50	2,306	2,356	△50
586P	42島	2,502	2,502	0	△310	△360	50	2,812	2,862	△50
587P	42島	3,792	3,792	0	△1	△51	50	3,793	3,843	△50
588P	42島	3,127	3,127	0	△836	△886	50	3,963	4,013	△50
600P	42島	4,376	4,376	0	280	230	50	4,096	4,146	△50
601P	42島	859	859	0	396	346	50	463	513	△50
602P	42島	3,631	3,631	0	△1,110	△1,160	50	4,741	4,791	△50
603P	43島	4,391	4,391	0	△211	△261	50	4,602	4,652	△50
605P	43島	3,233	3,233	0	1,390	1,340	50	1,843	1,893	△50
606P	43島	3,031	3,031	0	507	457	50	2,524	2,574	△50
607P	43島	2,892	2,892	0	401	351	50	2,491	2,541	△50
608P	43島	2,576	2,576	0	△1,619	△1,669	50	4,195	4,245	△50
610P	43島	3,591	3,591	0	△65	△115	50	3,656	3,706	△50
611P	43島	1,863	1,863	0	△1,157	△1,207	50	3,020	3,070	△50
612P	44島	3,592	3,592	0	978	928	50	2,614	2,664	△50
613P	44島	2,715	2,715	0	8	△42	50	2,707	2,757	△50
615P	44島	2,142	2,142	0	126	76	50	2,016	2,066	△50
616P	44島	2,038	2,038	0	383	333	50	1,655	1,705	△50
617P	44島	1,689	1,689	0	△406	△456	50	2,095	2,145	△50
618P	44島	3,704	3,704	0	554	504	50	3,150	3,200	△50
620P	44島	3,004	3,004	0	△176	△226	50	3,180	3,230	△50
合計		540,696	540,882	△186	17,572	9,358	8,214	523,124	531,524	△8,400

（注） 各欄の△印はマイナスを示す。

別表４－４

全台対比表（スロット）

（単位：枚）

区分 台・島 番 号		アウト玉			差玉			セーフ玉		
		①居宅パソ コンの全台 データ	②コンピュータ I の全台 データ	差 (①－②)	③居宅パソ コンの全台 データ	④コンピュータ I の全台 データ	差 (③－④)	⑤居宅パソ コンの全台 データ	⑥コンピュータ I の全台 データ	差 (⑤－⑥)
36G	1島	8,287	8,287	0	1,826	1,726	100	6,461	6,561	△100
37G	1島	14,445	14,445	0	△896	△996	100	15,341	15,441	△100
38G	1島	9,870	9,870	0	2,731	2,631	100	7,139	7,239	△100
50G	1島	19,664	19,664	0	808	708	100	18,856	18,956	△100
51G	1島	11,202	11,202	0	2,163	2,063	100	9,039	9,139	△100
52G	1島	8,860	8,860	0	911	811	100	7,949	8,049	△100
53G	1島	4,404	4,404	0	1,492	1,392	100	2,912	3,012	△100
55G	2島	23,544	23,544	0	△5,903	△5,903	0	29,447	29,447	0
56G	2島	5,077	5,077	0	644	444	200	4,433	4,633	△200
57G	2島	681	681	0	347	247	100	334	434	△100
58G	2島	20,970	20,970	0	△7,957	△8,057	100	28,927	29,027	△100
60G	2島	6,999	6,999	0	262	162	100	6,737	6,837	△100
61G	2島	10,342	10,342	0	△757	△857	100	11,099	11,199	△100
62G	2島	15,740	15,740	0	△70	△170	100	15,810	15,910	△100
63G	3島	18,355	18,355	0	△695	△795	100	19,050	19,150	△100
65G	3島	13,364	13,364	0	1,661	1,561	100	11,703	11,803	△100
66G	3島	6,156	6,156	0	1,665	1,565	100	4,491	4,591	△100
67G	3島	13,114	13,114	0	△1,226	△1,326	100	14,340	14,440	△100
68G	3島	9,125	9,119	6	3,194	3,091	103	5,931	6,028	△97
70G	3島	3,313	3,313	0	1,663	1,563	100	1,650	1,750	△100
71G	3島	16,341	16,341	0	△2,820	△2,920	100	19,161	19,261	△100
72G	4島	17,102	17,102	0	△3,223	△3,323	100	20,325	20,425	△100
73G	4島	3,452	3,452	0	△421	△521	100	3,873	3,973	△100
75G	4島	10,126	10,126	0	860	760	100	9,266	9,366	△100
76G	4島	5,805	5,805	0	1,477	1,377	100	4,328	4,428	△100
77G	4島	1,143	1,143	0	527	427	100	616	716	△100
78G	4島	14,147	14,147	0	△622	△722	100	14,769	14,869	△100
80G	4島	4,408	4,408	0	1,790	1,690	100	2,618	2,718	△100
81G	5島	23,400	23,400	0	△919	△1,219	300	24,319	24,619	△300
82G	5島	17,098	17,098	0	△9,030	△9,330	300	26,128	26,428	△300
83G	5島	11,983	11,983	0	4,070	3,770	300	7,913	8,213	△300
85G	5島	15,116	15,116	0	△593	△893	300	15,709	16,009	△300
86G	5島	17,911	17,911	0	△2,555	△2,855	300	20,466	20,766	△300
87G	5島	12,589	12,589	0	3,024	2,724	300	9,565	9,865	△300
88G	5島	16,875	16,875	0	2,771	2,471	300	14,104	14,404	△300
100G	6島	16,314	16,314	0	405	105	300	15,909	16,209	△300
101G	6島	11,173	11,173	0	920	620	300	10,253	10,553	△300
102G	6島	15,989	15,989	0	1,542	1,242	300	14,447	14,747	△300
103G	6島	12,756	12,753	3	2,664	2,361	303	10,092	10,392	△300
105G	6島	14,166	14,166	0	2,450	2,150	300	11,716	12,016	△300
106G	6島	18,619	18,619	0	△398	△698	300	19,017	19,317	△300
107G	6島	14,962	14,959	3	△1,125	△1,428	303	16,087	16,387	△300
108G	7島	23,463	23,463	0	△2,037	△2,137	100	25,500	25,600	△100
110G	7島	25,112	25,112	0	92	△8	100	25,020	25,120	△100
111G	7島	19,846	19,846	0	2,030	1,930	100	17,816	17,916	△100
112G	7島	23,995	23,995	0	△1,964	△2,064	100	25,959	26,059	△100
113G	7島	17,639	17,639	0	△198	△298	100	17,837	17,937	△100
115G	7島	17,968	17,968	0	△377	△477	100	18,345	18,445	△100
116G	7島	20,455	20,455	0	6,545	6,445	100	13,910	14,010	△100
117G	8島	7,653	7,653	0	△84	△184	100	7,737	7,837	△100
118G	8島	5,748	5,748	0	603	503	100	5,145	5,245	△100
120G	8島	21,292	21,292	0	△4,109	△4,209	100	25,401	25,501	△100
121G	8島	5,729	5,729	0	1,785	1,685	100	3,944	4,044	△100
122G	8島	6,931	6,931	0	3,011	2,911	100	3,920	4,020	△100
123G	8島	8,917	8,917	0	561	461	100	8,356	8,456	△100
125G	8島	12,545	12,545	0	△1,083	△1,183	100	13,628	13,728	△100
126G	9島	17,849	17,849	0	6,179	6,079	100	11,670	11,770	△100
127G	9島	27,754	27,754	0	△6,854	△6,954	100	34,608	34,708	△100
128G	9島	17,175	17,175	0	3,111	3,011	100	14,064	14,164	△100
130G	9島	13,102	13,102	0	587	487	100	12,515	12,615	△100
131G	9島	18,866	18,866	0	△1,051	△1,151	100	19,917	20,017	△100
132G	9島	14,152	14,152	0	2,997	2,897	100	11,155	11,255	△100
133G	9島	10,491	10,491	0	3,827	3,727	100	6,664	6,764	△100

（注） 各欄の△印はマイナスを示す。

全台対比表（スロット）

（単位：枚）

区分 台・島 番 号		アウト玉			差玉			セーフ玉		
		①居宅パソ コンの全台 データ	②コンピュ ータ Ｉの全台 データ	差 (①－②)	③居宅パソ コンの全台 データ	④コンピュ ータ Ｉの全台 データ	差 (③－④)	⑤居宅パソ コンの全台 データ	⑥コンピュ ータ Ｉの全台 データ	差 (⑤－⑥)
135G	10島	20,448	20,448	0	228	128	100	20,220	20,320	△100
136G	10島	9,043	9,043	0	1,910	1,810	100	7,133	7,233	△100
137G	10島	19,766	19,766	0	846	746	100	18,920	19,020	△100
138G	10島	8,628	8,628	0	1,727	1,627	100	6,901	7,001	△100
150G	10島	23,059	23,059	0	△2,880	△2,980	100	25,939	26,039	△100
151G	10島	13,716	13,716	0	△1,170	△1,270	100	14,886	14,986	△100
152G	10島	30,112	30,112	0	△7,479	△7,579	100	37,591	37,691	△100
153G	11島	3,496	3,496	0	810	710	100	2,686	2,786	△100
155G	11島	13,858	13,858	0	△181	△281	100	14,039	14,139	△100
156G	11島	3,424	3,424	0	1,049	949	100	2,375	2,475	△100
157G	11島	3,941	3,941	0	2,199	2,099	100	1,742	1,842	△100
158G	11島	9,201	9,201	0	△1,710	△1,810	100	10,911	11,011	△100
160G	11島	7,705	7,705	0	118	18	100	7,587	7,687	△100
161G	11島	4,728	4,728	0	817	717	100	3,911	4,011	△100
162G	12島	9,852	9,852	0	2,187	2,087	100	7,665	7,765	△100
163G	12島	19,854	19,854	0	△1,661	△1,761	100	21,515	21,615	△100
165G	12島	21,018	21,018	0	346	246	100	20,672	20,772	△100
166G	12島	16,752	16,752	0	△729	△829	100	17,481	17,581	△100
167G	12島	17,311	17,311	0	953	853	100	16,358	16,458	△100
168G	12島	19,433	19,433	0	△216	△316	100	19,649	19,749	△100
170G	12島	24,889	24,889	0	△1,447	△1,547	100	26,336	26,436	△100
171G	13島	18,427	18,427	0	△386	△486	100	18,813	18,913	△100
172G	13島	6,233	6,233	0	586	486	100	5,647	5,747	△100
173G	13島	3,026	3,026	0	1,068	968	100	1,958	2,058	△100
175G	13島	20,047	20,047	0	△723	△823	100	20,770	20,870	△100
176G	13島	9,573	9,573	0	224	124	100	9,349	9,449	△100
177G	13島	6,095	6,095	0	1,421	1,321	100	4,674	4,774	△100
178G	13島	7,772	7,772	0	1,873	1,773	100	5,899	5,999	△100
180G	14島	21,107	21,107	0	△7,371	△7,471	100	28,478	28,578	△100
181G	14島	18,460	18,460	0	325	225	100	18,135	18,235	△100
182G	14島	8,480	8,480	0	1,519	1,419	100	6,961	7,061	△100
183G	14島	20,553	20,553	0	2,355	2,255	100	18,198	18,298	△100
185G	14島	6,039	6,039	0	1,952	1,852	100	4,087	4,187	△100
186G	14島	15,365	15,365	0	1,814	1,714	100	13,551	13,651	△100
187G	14島	18,610	18,610	0	2,441	2,341	100	16,169	16,269	△100
188G	15島	23,879	23,879	0	△571	△671	100	24,450	24,550	△100
200G	15島	17,067	17,067	0	△4,602	△4,702	100	21,669	21,769	△100
201G	15島	18,936	18,936	0	3,291	3,191	100	15,645	15,745	△100
202G	15島	12,099	12,099	0	1,997	1,897	100	10,102	10,202	△100
203G	15島	6,632	6,632	0	3,003	2,903	100	3,629	3,729	△100
205G	15島	8,375	8,375	0	1,779	1,679	100	6,596	6,696	△100
206G	15島	21,856	21,856	0	△1,986	△2,086	100	23,842	23,942	△100
207G	16島	1,554	1,554	0	898	798	100	656	756	△100
208G	16島	7,361	7,361	0	261	161	100	7,100	7,200	△100
210G	16島	1,527	1,527	0	910	810	100	617	717	△100
211G	16島	16,310	16,310	0	△9,948	△10,048	100	26,258	26,358	△100
212G	16島	13,547	13,547	0	3,099	2,999	100	10,448	10,548	△100
213G	16島	2,895	2,895	0	575	475	100	2,320	2,420	△100
215G	16島	10,571	10,571	0	2,411	2,311	100	8,160	8,260	△100
216G	17島	20,213	20,213	0	2,885	2,785	100	17,328	17,428	△100
217G	17島	14,478	14,478	0	635	535	100	13,843	13,943	△100
218G	17島	19,907	19,907	0	△5,982	△6,082	100	25,889	25,989	△100
220G	17島	16,142	16,142	0	△1,221	△1,321	100	17,363	17,463	△100
221G	17島	22,786	22,786	0	4,157	4,057	100	18,629	18,729	△100
222G	17島	4,286	4,286	0	1,981	1,881	100	2,305	2,405	△100
223G	17島	21,133	21,133	0	△4,116	△4,216	100	25,249	25,349	△100
225G	18島	15,114	15,114	0	5,065	4,965	100	10,049	10,149	△100
226G	18島	19,330	19,330	0	△3,555	△3,655	100	22,885	22,985	△100
227G	18島	3,257	3,257	0	1,652	1,552	100	1,605	1,705	△100
228G	18島	23,236	23,236	0	△8,522	△8,622	100	31,758	31,858	△100
230G	18島	10,025	10,025	0	△639	△739	100	10,664	10,764	△100
231G	18島	24,034	24,034	0	△313	△413	100	24,347	24,447	△100
232G	18島	26,483	26,483	0	△1,104	△1,204	100	27,587	27,687	△100

（注） 各欄の△印はマイナスを示す。

全台対比表（スロット）

（単位：枚）

区分 台・島 番 号		アウト玉			差玉			セーフ玉		
		①居宅パソ コンの全台 データ	②コンピュ ータ I の全台 データ	差 (①－②)	③居宅パソ コンの全台 データ	④コンピュ ータ I の全台 データ	差 (③－④)	⑤居宅パソ コンの全台 データ	⑥コンピュ ータ I の全台 データ	差 (⑤－⑥)
233G	19島	18,746	18,746	0	1,365	1,265	100	17,381	17,481	△100
235G	19島	12,919	12,919	0	△1,000	△1,100	100	13,919	14,019	△100
236G	19島	7,012	7,012	0	2,439	2,339	100	4,573	4,673	△100
237G	19島	23,140	23,140	0	1,424	1,324	100	21,716	21,816	△100
238G	19島	14,003	14,003	0	75	△25	100	13,928	14,028	△100
250G	19島	11,419	11,419	0	1,682	1,582	100	9,737	9,837	△100
251G	19島	13,664	13,664	0	2,780	2,680	100	10,884	10,984	△100
252G	20島	23,791	23,791	0	△878	△978	100	24,669	24,769	△100
253G	20島	11,381	11,381	0	27	△73	100	11,354	11,454	△100
255G	20島	20,775	20,775	0	△4,122	△4,222	100	24,897	24,997	△100
256G	20島	21,006	21,006	0	778	678	100	20,228	20,328	△100
257G	20島	10,217	10,217	0	1,985	1,885	100	8,232	8,332	△100
258G	20島	16,191	16,191	0	△483	△583	100	16,674	16,774	△100
260G	20島	19,227	19,227	0	3,880	3,780	100	15,347	15,447	△100
合計		1,958,214	1,958,202	12	21,035	4,226	16,809	1,937,179	1,953,976	△16,797

（注） 各欄の△印はマイナスを示す。

被告第1準備書面（抜粋）

第4 推計課税の合理性（争点②）

1 推計方法の合理性について

本件における推計方法は、後記2で述べるとおり、推計の基礎期間における修正操作回数及び修正操作1回当たりのデータ修正値（33万6000円）を推計の基礎として、これらの数値を推計課税期間の営業日数に乗じて同期間の売上除外金額を推計するものであるところ、①上記第3、4(1)で述べたとおり、乙は、実額課税期間から、推計課税期間、推計の基礎期間を通じて、コンピュータIのシミュレーション機能を利用し、修正操作を行うことにより、1日当たり33万6000円又はその整数倍の売上除外を行っていたと認められること、②上記第3、4(2)で述べたとおり、推計課税期間における真実の売上金額を把握できる資料が一切存在せず、推計課税期間における部分的な実額資料等に基づき同期間の売上げを推計するという方法など上記推計方法以外の方法を行い得なかったこと、加えて、③係争年分以後の期間の調査資料や数か月間の売上除外の実額に基づき係争年分の売上除外の額を推計する方法も合理的な推計方法として認められていること（大阪高裁昭和54年1月17日判決・税務訴訟資料118号589ページ、その上告審である最高裁昭和55年6月10日第三小法廷判決・税務訴訟資料118号579ページ、熊本地裁昭和33年9月9日判決・行政事件裁判例集9巻9号1883ページ）からすれば、上記推計方法には十分な合理性が認められる。

また、後記3で述べるとおり、本件の推計方法により算出された売上除外の金額は、原告が別件刑事事件において売上除外を認めた実額課税期間における売上除外の金額を基礎として、同様の方法により算定した金額を大きく下回るものであることから、少なくとも本件において推計された金額の売上除外が存在したことは明らかである。

2 本件推計の具体的方法

(1) 推計の基礎期間における営業日数

推計の基礎期間における営業日数は、同期間のデータ保存日である30日から、平成16年12月1日を除いた日数29日とした。

なお、同日を営業日数から除いたのは、上記第3、2(1)エで述べたとおり、ホール監視システムを導入した直後であり、各データが正確なものとは認められなかったためである。

(2) 推計の基礎期間における営業日1日当たりの修正操作回数

基礎期間における修正操作回数の合計は、22回（データ相違日の売上金データの差額の合計739万2000円（ただし、近似値データである平成16年12月18日は33万6000円、平成17年1月5日は67万2000円とする。）を修正操作1回当たりのデータ修正値（33万6000円）で除した数値。別表1-1及び同1-2参照。）であり、これを上記(1)の推計の基礎期間における営業日数29日で除した数値が、営業日1日当たりの修正操作回数である。

なお、修正操作回数には、平成16年12月14日分を含めていないが、これは、上記第3、2(1)エで述べたとおり、同日におけるデータの開差が規則的な数値の近似値とはいえず、修正操作が行われたことを確実に認定できないことから、原告に有利となるよう、あえて修正操作回数から除外したものである。

(3) 推計課税期間における売上除外金額

推計課税期間における売上除外金額は、推計課税期間の営業日数（平成15年10月期に係る日数として116日、平成16年10月期に係る日数として342日）に上記(2)の営業日1日当たりの修正操作回数乗じ、更に修正操作1回当たりのデータ修正値33万6000円を乗じた額である。

すなわち、平成15年10月期につき

$$116日 \times (22回 / 29日) = 88回$$

$$33万6000円 \times 88 = 2956万8000円$$

となり、平成16年10月期につき

$$342日 \times (22回 / 29日) = 259.448回$$

$$33万6000円 \times 259 \text{ (小数点以下切り捨て)} = 8702万4000円$$

となる。

3 実額課税期間を推計の基礎期間とした推計による検証

上記2の推計結果の合理性を検証するため、仮に、原告が認める実額課税期間の売上除外額を推計の基礎として、上記2と同様の方法により、推計課税期間の売上除外金額を計算すると、以下の金額となる。

(1) 推計の基礎期間における営業日数

実額課税期間においては、居宅パソコンにおけるデータの保存がないことから、実額課税期間における本件店舗の営業日411日（平成14年10月期につき185日、平成15年10月期につき226日）を基礎期間の営業日数とする。

(2) 推計の基礎期間における営業日1日当たりの修正操作回数

実額課税期間における修正回数は、同期間の売上除外の合計額2億2277万1000円（平成14年10月期につき6123万2000円、平成15年10月期につき1億6153万9000円。乙第23号証。）を、修正操作1回当たりのデータ修正値33万6000円で除した数値663回（少数点以下を切り捨てたもの）とし、当該数値を上記(1)の営業日数411日で除したものを営業日1日当たりの修正操作回数とする。

(3) 推計課税期間における売上除外金額

推計課税期間における売上除外金額は、上記2(3)と同様、推計課税期間の営業日数（平成15年10月期に係る日数として116日、平成16年10月期に係る日数として342日）に上記(2)の営業日1日当たりの修正操作回数乗じ、更に修正操作1回当たりのデータ修正値33万6000円を乗じた額である。

すなわち、平成15年10月期につき

$$116日 \times (663回 / 411日) = 187.124$$

$$33万6000円 \times 187 \text{ (小数点以下切り捨て)} = 6283万2000円$$

となり、平成16年10月期につき

$$342日 \times (663回 / 411日) = 551.693$$

$$33万6000円 \times 551 \text{ (小数点以下切り捨て)} = 1億8513万6000円$$

となる。

これらの金額は、上記2(3)で算出した本件の推計額を大きく上回っているから、推計課税期間において、少なくとも本件の推計方法による金額の売上除外が存在したことは明らかである。

第5 本件各処分の適法性

1 本件各更正処分が適法であること

(1) 平成15年10月期における所得金額

原告の平成15年10月期における所得金額は1億8444万0154円であり、その算出根拠は以下のとおりである。

ア 申告所得金額 243万4758円

原告が、平成16年1月5日、灘税務署長に対して確定申告した平成15年10月期の申告所得金額である（答弁書別表「確定申告」欄の①「所得金額」欄）。

イ 売上除外 1億9110万7000円

実額により算定した原告の売上除外の額1億6153万9000円（乙第23号証）及び推計により算定した原告の売上除外の額2956万8000円（上記第4、2(3)）の合計額は、当該事業年度の益金の額に算入される。

ウ 雑収入除外 93万6000円

本件店舗内の拾い玉の換金に係る原告の雑収入除外の額（乙第24号証）であり、当該事業年度の益金の額に算入される。

エ 受取利息 389円

原告が売上除外の資金等をプールしていた預貯金口座に係る預貯金利息の額（乙第25号証）であり、当該事業年度の益金の額に算入される。

オ 損金の額に算入した道府県民税利子割 19円

上記エの受取利息に係る損金の額に算入した道府県民税利子割の額（乙第26号証）であり、当該事業年度の損金の額に算入されない。

カ 雑費 39万2612円

上記ウの雑収入に係る除外資金から簿外で支出された雑費の額（乙第27号証）であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

キ 支払利息 380万0000円

原告が簿外で返済した代表者等からの長期借入金に係る支払利息の額（乙第28号証）であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

ク 未納事業税 584万5400円

平成14年10月期に係る法人税の更正処分により納付すべきこととなった原告の未納事業税の額（乙第29号証3ページ「イ 未納事業税の正当額」参照。）であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

ケ 所得金額 1億8444万0154円

原告の平成15年10月期の所得金額は、上記アの原告の申告所得金額243万4758円に上記イないしオの合計額である1億9204万3408円を加算し、上記カないしクの合計額である1003万8012円を減算した1億8444万0154円となる（答弁書別表「更正処分等」欄の①「所得金額」欄）。

(2) 平成15年10月期における納付すべき金額

ア 所得金額に対する法人税額 5469万2000円

原告の平成15年10月期の所得金額は、上記(1)ケのとおりであるから、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた金額1億8444万円に法人税法

(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。) 66条1項及び2項並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成18年法律第10号による廃止前のもの。以下「負担軽減法」という。) 16条1項に規定する税率を乗じて計算する(すなわち、年800万円以下の金額に税率100分の22を乗じて計算した金額と、年800万円を超過した金額に100分の30を乗じて計算した金額を加算する。)と、上記(1)ケの所得金額に対する法人税額は5469万2000円である(答弁書別表「更正処分等」欄の②「法人税額」欄)。

イ 課税留保金額 5374万8000円

原告は、法人税法2条10号に規定する同族会社に該当するから、同法67条1項の規定により留保金額に対して法人税が課税されることとなるところ、平成15年10月期の所得金額のうち、法人税法67条3項に基づき、留保された金額を基礎として、当該事業年度の法人税等の増加額を調整して計算すると、課税留保金額は5374万8000円となる(答弁書別表「更正処分等」欄の③「課税留保金額」欄)。

ウ 課税留保金額に対する法人税額 656万2200円

上記イの課税留保金額5374万8000円に対する法人税額は、法人税法67条1項の規定により計算する(すなわち、年3000万円以下の金額に税率100分の10を乗じて計算した金額、年3000万円を超え1億円以下の金額に税率100分の15を乗じて計算した金額に、年1億円を超過した金額に100分の20を乗じて計算した金額を加算する。)と、656万2200円となる(答弁書別表「更正処分等」欄の④「課税留保金額に対する税額」欄)。

エ 納付すべき金額 6125万4200円

差引所得金額に対する法人税額は、上記アの所得金額に対する法人税額5469万2000円に、上記ウの課税留保金額に対する法人税額656万2200円を加算した金額である(答弁書別表「更正処分」欄の⑤「納付すべき金額」欄)。

(3) 平成16年10月期における所得金額

原告の平成16年10月期における所得金額は6781万0163円であり、その算出根拠は以下のとおりである。

ア 欠損金額 3319万8225円

原告が、平成17年1月4日、灘税務署長に対して確定申告した平成16年10月期の欠損金額である(答弁書別表「確定申告」欄の①「所得金額」欄)。

イ 売上除外 8702万4000円

推計により算定した原告の売上除外の額であり(上記第4、2(3))、当該事業年度の益金の額に算入される。

ウ 受取利息 144円

原告が売上除外の資金等をプールしていた預貯金口座に係る預貯金利息の額であり、当該事業年度の益金の額に算入される。

エ 損金の額に算入した道府県民税利子割 5円

上記ウの受取利息に係る損金の額に算入した道府県民税利子割の額であり、当該事業年度の損金の額に算入されない。

オ 減価償却限度超過額 3216万4239円

パチンコ台等につき租税特別措置法(平成18年法律第10号による改正前のもの)67条

の8第1項の規定を適用して計上していた減価償却費のうち、原告の平成15年10月期以後の青色申告の承認が取り消されたことにより同規定を適用できなくなったことに伴う償却限度超過額である。

カ 未納事業税 1818万円

平成15年10月期に係る法人税の更正処分により納付すべきこととなった原告の未納事業税の額であり、当該事業年度の損金の額に算入される。

キ 所得金額 6781万0163円

原告の平成16年10月期の所得金額は、上記アの原告の欠損金額3319万8225円に上記イないしオの合計額である1億1918万8388円を加算し、上記カの未納事業税1818万円を減算した6781万0163円となる(別表「更正処分等」欄の①「所得金額」欄)。

(4) 平成16年10月期における納付すべき金額

ア 所得金額に対する法人税額 1970万3000円

原告の平成16年10月期の所得金額は、上記(3)キのとおりであるから、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた金額6781万円に法人税法66条1項及び2項並びに負担軽減法16条1項に規定する税率を乗じて計算する(すなわち、年800万円以下の金額に税率100分の22を乗じて計算した金額と、年800万円を超過した金額に100分の30を乗じて計算した金額を加算する。)と、上記(3)キの所得金額に対する法人税額は1970万3000円である(答弁書別表「更正処分等」欄の②「法人税額」欄)。

イ 課税留保金額 1985万8000円

原告は、法人税法2条10号に規定する同族会社に該当するから、同法67条1項の規定により留保金額に対して法人税が課税されることとなるところ、平成16年10月期の所得金額のうち、法人税法67条3項の規定に基づき、留保された金額を基礎として、当該事業年度の法人税等の増加額を調整して計算すると、課税留保金額は1985万8000円となる(答弁書別表「更正処分等」欄の③「課税留保金額」欄)。

ウ 課税留保金額に対する法人税額 198万5800円

上記イの課税留保金額1985万8000円に対する法人税額は、法人税法67条1項の規定により計算する(すなわち、年3000万円以下の金額に税率100分の10を乗じて計算した金額、年3000万円を超え1億円以下の金額に税率100分の15を乗じて計算した金額に、年1億円を超過した金額に100分の20を乗じて計算した金額を加算する。)と、198万5800円となる(答弁書別表「更正処分等」欄の④「課税留保金額に対する税額」欄)。

エ 納付すべき金額 2168万8800円

差引所得金額に対する法人税額は、上記アの所得金額に対する法人税額1970万3000円に上記ウの課税留保金額に対する法人税額198万5800円を加算した金額である(答弁書別表「更正処分」欄の⑤「納付すべき金額」欄)。

2 本件各賦課決定処分が適法であること

(1) 重加算税賦課の要件

国税通則法では、期限内申告書の提出があった場合において、更正がされ、当初の申告税額が結果的に過少となったときには、その修正申告又は更正により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされている(国税通則法65条1項)。

また、過少申告加算税を課する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、納税申告書を提出していたときには、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課することとされている（国税通則法68条1項）。

なお、上記にいう「事実の隠ぺい」とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、「事実の仮装」とは、架空仕入・架空契約書の作成・他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいう（金子宏「租税法（第十三版）」603ページ）。

(2) 平成15年10月期における重加算税の賦課決定処分

原告は、上記第3、4(1)で述べたとおり、コンピュータIのシミュレーション機能を利用し修正操作を行うことにより、玉数等データを改ざんし、その改ざん後のデータが印字されたジャーナルに基づき原告の売上げを計上するなどしていたものである。

そして、上記事実に基づいて確定申告書を提出したことは、国税通則法68条1項に該当する。

よって、原告に対しては重加算税が賦課されるべきところ、その金額は、更正処分による納付すべき金額6125万4200円（答弁書別表「更正処分等」欄の⑤「納付すべき金額」欄）から、確定申告による納付すべき金額53万5400円（答弁書別表「確定申告」欄の⑤「納付すべき金額」欄）を控除した金額6071万8800円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額）に100分の35の割合を乗じて計算した2124万8500円となる（答弁書別表「更正処分等」欄の⑥「重加算税の額」欄）。

(3) 平成16年10月期における重加算税の賦課決定処分

上記(2)と同様、平成16年10月期についても、国税通則法68条1項に該当する。

よって、原告に対しては重加算税が賦課されるべきところ、その金額は、更正処分による納付すべき金額2168万8800円（答弁書別表「更正処分等」欄の⑤「納付すべき金額」欄。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額。）に100分の35の割合を乗じて計算した758万8000円となる（答弁書別表「更正処分等」欄の⑥「重加算税の額」欄）。

なお、重加算税の対象となる上記1(3)イの売上除外の額8702万4000円が、同キの更正処分後の所得金額6781万0163円を上回っていることから、過少申告加算税の対象となる所得金額は存在せず、同加算税は賦課されない。

3 まとめ

原告の平成15年10月期及び平成16年10月期における法人税及び重加算税の額は上記のとおりであるから、本件各処分はいずれも適法である。

第6 結語

以上のとおり、本件各処分はいずれも適法であるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。